

様式 12

6年3月3日

茨城県知事 殿



主たる事務所の所在地  
水戸市元吉田町 1988番地2  
医療法人社団 千甫会  
理事長 高橋 亨  
電話 029(247)7222

決 算 届

令和5年1月1日から 令和5年12月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 千甫会
- ①  財團  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県水戸市元吉田町 1988 番地 2
- (3) 設立認可年月日 平成 18 年 8 月 16 日
- (4) 設立登記年月日 平成 18 年 9 月 8 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	高橋外科医院	0810114371	水戸市元吉田町 1988 番地 2	一般病床 0 床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 2 月 26 日 令和 4 年度決算の決定  
令和 5 年 12 月 17 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式 2

法人名 医療法人社団 千甫会  
 所在地 水戸市元吉田町1988番地 2

※医療法人整理番号

財 产 目 錄  
 (令和5年12月31日現在)

1. 資 产 領	46,927 千円
2. 負 債 領	18,349 千円
3. 純 資 产 領	28,579 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	30,591
B 固定資産	16,336
C 資産合計 (A+B)	46,927
D 負債合計	18,349
E 純資産 (C-D)	28,579

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式3-2

法人名 医療法人社団 千甫会  
 所在地 水戸市元吉田町1988番地2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 ( 令和5年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	30,591	I 流動負債	9,618
II 固定資産	16,336	II 固定負債	8,730
1 有形固定資産	5,706	負債合計	18,349
2 無形固定資産	169	純資産の部	
3 その他の資産	10,461	科目	金額
		I 基本金	24,731
		II 積立金	3,848
		純資産合計	28,579
資産合計	46,927	負債・純資産合計	46,927

## 様式4-2

法人名 医療法人社団 千甫会  
 所在地 水戸市元吉田町1988番地2

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	111,679
2 事 業 費 用	108,261
事 業 利 益	3,418
II 事 業 外 収 益	424
III 事 業 外 費 用	163
経 常 利 益	3,679
IV 特 別 利 益	429
V 特 別 損 失	429
税 引 前 当 期 純 利 益	3,679
法 人 税 等	211
当 期 純 利 益	3,468

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 千甫会  
理事長 高橋 亨 殿

私は、医療法人社団 千甫会の 令和5年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

6年2月24日  
医療法人社団 千甫会  
